

【 処置 】

806 同一日の肛門鏡検査と肛門処置の併算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

同一日のD311-2 肛門鏡検査と J 119-4 肛門処置の併算定については、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

肛門疾患における術後創の経過観察や診断を目的として行う肛門鏡検査と、軟膏塗布等の肛門処置はそれぞれの目的が異なる医療行為であり、同一日における双方の算定は認められる。

以上のことから、同一日のD311-2 肛門鏡検査と J 119-4 肛門処置の併算定については、原則として認められると判断した。